看護職員の処遇改善

日本看護協会 常任理事 森内みね子

の交付申請受付が2月から始まりまし 要です。 た。今回は、「地域でコロナ医療など 一定の役割を担う医療機関」が対象と され。該当する全国約2800 病院が対 象となります。

本事業の具体的な補助対象は、「救 急医療管理加算を算定する救急搬送 200 件/年以上の医療機関及び三次粒 わり、さらに拡充しながら継続されて 急医療を行う医療機関 | であり、この 医療機関に所属する全ての看護職員が 部門を問わず対象になります。また、 本事業においては、補助金収入を看護 補助者や理学療法士、作業療法士等の コメディカルの処遇改善に充てること ができるという柔軟な運用が認められ ています。しかし、今回の補助金の趣 旨は、看護職員の収入増を図ることで あり、補助金額も看護職員数(常勤換 算)に応じたものになっています。こ れらのことを看護管理者の皆さまにご 理解いただき、該当する医療機関から 確実に申請が行われますよう、各所属 等での働き掛けをお願いしているとこ ろです。申請の準備をされている医療 機関もありますが、申請手続きが大変、 緒に働いている多職種がいる中で看 護職員だけが対象になってよいのか、 この措置がいつまで継続するか見通せ ないので踏み切れない、などの申請に 消極的な声も聞かれています。

とはいえ、このたびの補助事業の開 始は、看護職員の処遇改善が第一歩を 踏み出したことを意味します。次のス テップを確実に踏み、今後の処遇改善 対象拡大への足掛かりとするために も、今回、該当する医療機関の皆さま 掛けをよろしくお願いします。

「看護職員等処遇改善事業補助金」 に、確実に申請していただくことが重

さらに、措置がいつまで継続するか 見通せないから踏み切れないというご 心配については、国の対応を見れば大 丈夫と言えます。先行する介護職員の 処遇改善加算は、2012年の創設以来、交 付金から介護報酬における仕組みに変 います。今回の「看護職員等処遇改善 事業補助金 につきましても、本年10月 に補助金から診療報酬における仕組み に変更されることが決まっており、今 回、補助金対象となった病院の基準(救 急医療管理加質質定等)は、診療報酬で の対応に変わっても同様となります。

看護職員は、人生 100 年時代を支え るために、これまで以上に看護の専門 性を発揮し、国民の健康を支えるリー ダーとしての役割を拡充していくこと が期待されています。そのためには、 仕事・役割・責任に見合った評価・処 遇が必要不可欠であり、このチャンス を逃してはなりません。また、該当病 院からの申請が少なく看護職員への処 遇改善の必要性そのものが疑問視され るような誤解を招くことがあってはな らないと考えております。本会としま しては、都道府県看護協会および看護 管理者の皆さまと共に賃金水準、賃金 体系を改善し、全ての看護職員を対象 に、十分な収入増を実現する恒久的な 措置の導入に向けて、粘り強く取り組 んでまいります。看護管理者の皆さま、 引き続き各所属の本事業の取り組み状 況をご確認いただき申請に向けた働き

「看護職員等処遇改善事業補助金」による 処遇改善〜制度の概要

地域でコロナ医療など一定の役割を 除く)を対象とすることも可能で、対 担う医療機関に勤務する看護職員を対 象範囲や配分方法は各病院の判断に委 象に、2022年2~9月の間、賃金の1% 相当(月平均4000円)の処遇改善を 行うもので、全国の約2,800病院、約 57万人の看護職員が対象となる。

対象病院が看護職員の処遇改善を実施 することで受けられる。2月から開始 し遅くとも3月中には看護職員に最初 の増額分を支給しなくてはならない。 に大きく影響する可能性がある。 3月までは一時金により支払いが可能 である一方、4月以降の処遇改善は、 賃上げ効果の持続につながるよう、基 本給または決まって毎月支払われる手 当の引上げにより行う必要がある。

この補助金による処遇改善は看護職 員以外にコメディカル職種(薬剤師を

ねられる。しかし、今回の看護職員の 処遇改善措置の趣旨からは、補助額の 全てを他職種に配分して看護職員の処 遇改善を全く行わないことは認めら 補助金は2月以降9月までの全期間、 れない。10月以降は診療報酬での措 置に移行し、金額も3%相当(月平均 12000円) に上がる予定であり、この タイミングで決まった配分方法等が後

> このように、取り組みに当たっては 組織内の合意形成が必要だが、看護職 員の賃金制度の見直しのチャンスでも ある。病院への補助金が日に見える形 で看護職員の賃金引き上げに結び付く よう、看護部門からも働き掛けが必要

取り組もう看護職員の処遇改善 ~補助金を活用した賃金引き上げが始まっています~

国が進める看護職員処遇改善の第一弾として、「看護職員等処遇改善事業補助金」の交付申請手続きが始まった。 交付を受けるには2・3月のうちに処遇改善に着手し、都道府県に届け出る必要がある。本特集では、補助金事業の 概要と、補助金を活用した処遇改善の実際を解説する。

ポイント1

あなたが支給対象となるか確認するには

とは、以下のいずれかに該当する病 院を指す。 ① (診療報酬の) 救急医療管理加

算を算定し、救急搬送件数が年 200 件以上の病院 ②三次救急を担う病院(救命救急セ

勤務先病院が 🍙 「救急医療管理加 算」を算定してい

るかどうか、「救 急搬送件数」が 200 件以上である かどうかは、病院 の事務担当部門に

問い合わせる他、厚生局や厚生労働 省のサイトを通じて確認できる。確 認方法の詳細は、本会公式ホーム ページの特設サイトを参照していた だきたい。

支給対象となる「地域でコロナ医 む)となる。所属の部署(病棟・外来・ 療など一定の役割を担う医療機関」 救急部門など)や担当業務、実際に新 型コロナ感染患者に対応したかどう かけ不問だが、職位・職者・職務内 容等に応じて、それぞれの賃金改善 額を決めて配分することができる。

看護職員以外に本事業の対象とす

ることができる職種は以下の通り。 看護補助者、理学療法士、作業療法 士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢 装具十、歯科衛生十、歯科技工十、 診療放射線技師、臨床検査技師、臨 床工学技士、管理栄養士、栄養士、 精神保健福祉士、社会福祉士、介護 福祉士、保育士、救急救命士、あん 摩マツサージ指圧師、はり師、きゆ う師、柔道整復師、公認心理師、そ の他医療サービスを患者に直接提供

どの職種を対象とし、どのように 処遇改善を行うかは各病院の責任で 決定される。国は対象病院に対して、 処遇改善の対象は対象病院に勤務 それぞれの処遇改善方針を対象とな する看護職員全て(非常勤職員を含 る職員に周知するよう求めている。

補助金を受けるための手続き

「看護職員等処遇改善事業補助金 | を入力すれば申 を受けるには、2022年2・3月から 賃金改善を行っている必要がある。 補助金は、国から都道府県を通じて 対象病院に交付されるため、手続き の窓口は都道府県となる。対象病院 はスケジュール【表】に従って補助 金交付申請手続きをする。まずは2・ 3月に処遇改善を開始し、都道府県 に「開始した」ことを報告する必要 があるため、対応を急ぎたい。

4月の補助金申請にあたって「賃 金改善計画書」を添付するが、厚生 労働省所定の様式は自動計算機能付 きの EXCEL ファイルで提供されて おり、看護職員数などの必要な数値

請額が自動計算 される。「④合 和4年4月から 9月までの各月 初日時点におけ る看護職員の常



勒換算数の平均値(推計値)|欄には、 前年度の採用・途中退職等の実績を もとに、おおよその値を推計して記 入する。これをもとに、5・6月に「概 算払い」の金額が病院に交付される ので、事業終了後(10月以降)に 実績に基づいて清算し、残額があれ ば返金する。「賃金改善計画書」には、 個々の看護職員への支給金額の記入 は不要だ。

ポイント3

看護職員の処遇改善の実際

2022年2・3月分の賃金改善に ついては、一時金等による支給も可 能である。本来はベースアップ等(基 本給または決まって毎月支払われる 手当による改善) による賃上げ効果 の継続につながる処遇改善が必要だ が、病院側に準備の時間的余裕がな いとして、この運用が認められてい る。なお3月から賃金改善を開始す る場合は、3月に2月の賃金改善分 を併せて支給(例・一時金として2 カ月分8,000円を一括) しなくては ならない。

2022年4月分以降の賃金改善は、 賃上げ効果の継続につながるよう、 賃全改差の合計額の3分の9以上を ベースアップ等(基本給または決



すって毎月支払われる手当の引上

げ)にあてる必要がある。 「決まって毎月支払われる手当」

とは、給与規定に基づいて一律の金 額で支払われるもので、例えば、「職 務手当」「資格手当」などがこれに あたる。これに対して、「夜勤手当」 など、その月の勤務状況に応じて変 動する性質の手当は当てはまらな い。「決まって毎月支払われる手当」 での対応になった場合には、その名 称に関わらず、時間外勤務手当や賞 与、昇給等の算定の基礎額となる「基 準内賃金 | の扱いになっているかを 確認しておく。

【表】都道府県への申請・報告のスケジュール

院内で看護職員の賃上げ内容を検討し、労使で交渉を開始

2月~3月 賃金改善を開始 ※ベースアップ等(基本給または決まって毎月支払われ る手当による改善) の準備が間に合わない場合には、 時金による支給も可

都道府県に「賃金改善を開始した」ことを報告 →都道府県の所定の報告書様式で報告(参考:厚生労働省 様式例)

4月 引続き賃金改善(基本給または決まって毎月支払われる手 当による改善) を実施

補助金の交付を申請。「賃金改善計画書」を添付 →賃金改善計画書(様式1)(厚生労働省サイトからダウ ンロードできます)

5月~6月 補助金(概算払い)の受領

「看護職員等処遇改善事業」終了

10月 「賃金改善実績報告書」を提出し、実績を報告。余剰分が あれば精算

> →賃金改善実績報告書(様式2)(厚生労働省サイトから ダウンロードできます)

看護職員の処遇改善 FAQ ご質問にお答えします

○11 2022年2~9月の「看護職員等処遇改善事業補助金」の対象では あるがこれを受けないとした場合、その病院は10月からの診療報酬によ る対応の対象にならないのでしょうか。

A1 10月以降の診療報酬による対応の対象となる医療機関の範囲は、 今回の補助金の交付対象医療機関(救急管理加算を算定し、救急搬送が 200 件/年以上の医療機関と3次救急を担う医療機関)と同じです。現時 点(1月31日)で、診療報酬の施設基準等の詳細は明らかになっていま せんが、対象医療機関の範囲は同じですので、対象となる医療機関は、2 ~9月の補助金を確実に申請すべきです。

●2 病院に付属する訪問看護ステーションに所属する看護職員は対象に かりますか。

A2 訪問看護ステーションは事業所として独立した組織であり、所属の 看護職員は対象外となります。一方、例えば病院の地域医療部門に所属す る訪問看護スタッフは対象となります。

Q3 賃金引き上げのための基本給の規定変更には所定の手続きが必要 で、年度内には間に合いそうにありません。

A3 そのような場合、2·3月分の処遇改善については一時金として支 給することも可能とされており、3月に2カ月分をまとめて支給すること も可能とされています。

Q4 賃金引き上げの具体的内容について看護職員に周知する必要がある ということですが、どのような方法がありますか。

A4 例えば、賃金改善計画書の院内掲示、職員向けイントラネットへの掲載、 文書での配布、さらに、処遇改善の対象となる看護職員等に通知することなど が考えられます。例えば、基本的な賃金改善の考え方や引き上げ額の計算方法 を周知した上で、看護職員個々の支給額については給与明細書で示すなどの 方法もあります。周知方法は各医療機関で工夫し、速やかに周知しましょう。

○5 全ての看護職員について一律に4,000円の賃金改善を行わなければ いけないのでしょうか

A5 全ての看護職員について、一律の金額で賃金改善を行わなければな らないものではなく、看護職員の職位・職責・職務内容等に応じて、それぞれ の賃金改善額を決めて配分することができるとされています。どのような 考え方で支給額を決定したのかを、対象者に分かりやすくご説明ください。 4,000 円は補助金額の目安であり、一人一人の引き上げ額ではありません。

今回の看護職員等の処遇改善補助金事業は、春闘に向けて全ての従業員の 賃上げが進むよう、その呼び水として実施されました。今回補助金の対象に ならないにせよ、それぞれの医療機関・施設・訪問看護ステーションなどで 看護職員や看護補助者の賃上げを行っていただくよう、看護管理者の皆さま により一層の努力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

■厚生労働省特設サイト「看護職員等処遇改善事業」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00005.html 専用コールヤンター

「厚生労働省医政局看護職員等処遇改善事業電話相談窓口」 電話番号:03-6634-3744 受付時間:平日 9:00~17:00



●日本看護協会特設サイト「看護職員の収入増に向けて」

日本有級協会行政リコドコロ Manager Jacobs Land https://www.nurse.or.jp/nursing/shuroanzen/chingin/ improvement/

看護職員等の処遇改善に関するメール相談窓口を設置しました。 申請等に関してご不明な点やお困りのことがありましたら、下記へお問い合 わせください。

ナースのはたらく時間・相談窓口 hataraku@nurse or in

